ドは

モめ イ

に

イ

以

前の経済改革

研

究

〇九八七六五四三二一

Ħ

次

1 Ŧ 1

終わりにかえて ベトナムの輸出入 外国からの直接投資の受入れ 付越投資協定 がトナムにおける主要法制 があるのが出入

波 光

巖

#### はじめに

行われた。そして、一九九二年一○月の第一四回共産党大会において、 ととした。そして、一九七九年以降、資本主義国を含む外国から資本・技術を導入することによって中国経済の発展 打ち出した。 て税制上の優遇措置を講ずる等により外資・技術導入を図った。また、 を図るため対外開放を実行することとし、沿岸地区を「経済特区」に指定し、 経済の欠陥を認め、 筆者がベトナム経済の発展に強く興味を惹かれるようになったのは、 中国においては、 中国を貧困から脱却させるための経済開発に関する新たな論理、 一九七八年二月、毛沢東思想について批判し、文革の終結を宣言するとともに、従来の社会主義 国有企業及び農村部についても多くの改革が 次のような理由による。 鄧小平は、「社会主義市場経済化」を明確に 当該地区に進出する外資系企業に対し 政策、 方針、 手法を検討するこ

六%、 することを打ち出した。ドイモイによる各種経済改革は成功し、 合は年々減少しており、二〇〇三年現在で市場価格により供給されるGDPに占める割合は既に六〇%を超えている。 D P は、 八六年一二月、共産党第Ⅵ回全国大会において、「中央集権的計画経済」を「計画的商品経済」に「刷新」(doi moi) 社会主義指向的経済発展」といわれるが、 これらの改革により、 方、ベトナムは、 一九九〇年~二〇〇三年の年平均で七・六%を達成した。 アメリカ、 日本、 一九七六年の南北統一以降社会主義経済の建設を試みたが、 中国は、一九九三年からは毎年八%~九%の急速な経済成長を遂げており、二〇〇三年のG ドイツに次いで世界第四位となっている。 両国は市場経済の利点を導入して、生産者に生産のインセンティブを与 中国の「社会主義市場経済」に対して、ベトナムは GDPは、 なお、 一九八〇年~一九九〇年の年平均で四・ 中国で計画価格に基づいて供給される割 生産は停滞した。このため、 九

報を迅速に提供しているので、

にするとともに、ベトナム経済研究所が毎月二回発行している「ベトナム経済動向」

は、

同国の経済動向に関する情

これを大変参考にさせていただいた。

ている。

えることによって生産力の向上を図り、 Vi る。 経済の民主化と市場経済化が経済発展及び資源の最適配分にいかに有効であるかを実証したものと受け取られ 国民のニーズに合った商品の供給が出来る経済体制を採った点では共通して

ができているかどうか自信はないが、これらの点について筆者なりにとりまとめを行ったものである。 させるためにどのような法整備が行われているか、その中で特に「競争法」はどのように制定され、その内容はどの うに推進されているか、 ようなものか等について概観してみたいとの考えに至ったのである。本稿が以上の諸点について適格にとらえること 日本においては、ベトナムの経済及び法制度に関する文献がそれ程多くはないが、 筆者の 関心事としては、 それらのベトナム経済の発展に与える影響はどのようなものか、そして市場経済秩序を発展 ベトナムにおける市場経済化がどのように行われ、 それらの内の若干の また、 外資導入政策がどの É のを参考

# ドイモイ以前の経済改革

あ 滞した。 VI つった。 て一国家計画委員会」 トナムは、 この制度が有効に機能するためには投入財の供与と生産物の供出との間に等価交換が成立しなければならな 当初目指した経済体制は、 一九七六年南 が策定した計画に基づいて配分する「バオカップ制」 北統 以降、 中央集権的計画経済の下で、 企業の国有化や農業の集団化など社会主義経済の建設を試みたが 生産・分配 消費という国民経済のすべての であったが、これには構造的な欠陥が 生産は停 面に

えられる。 問題が VA 実際には等価交換とはならず生産者側に不利であった。その結果生産の停滞と配給対象商品の調達不足という 顕在化し、 こうした歪みは主要な配給対象商品である食糧を供給する農業部門において特に顕著であったと考

ある。 ある。 国において工業化を実現するためにも避けられない要請であった。 準を低位におかしめるためにもこれを欠かすことはできないと判断した。 よって実現しようとした。また、低価格農産物は、 れた工業生産物を今度は高価格で農民に販売するという、 成すれば、それを超えるすべての生産物が農民に帰属し、これを自由市場で販売することが許容されるという制度で これにより農業における生産請負制を実施することとした。個々の農民が生産隊から請け負った一定生産量を達 九七九年九月第Ⅳ期第六回共産党中央委員会総会は、 農業余剰の吸収は、 後進農業国が社会主義的工業化を試みようとする場合、そのための資源は農業部門の余剰資源 国家が農民から購入する農産物価格を低位におき、 工業部門労働者に低価格で食糧を供給し、もっぱら彼らの賃金水 農民の増産意欲を引き出すために いわゆる「鋏状価格差(シェーレ)」を固定化することに 低価格での農産物供給は、 他方、この農産物を原材料として作ら 「新経済政策」を発表し 後進的社会主義 (農業余剰) で

げ価格の大幅な引上げが試みられた。 農業改革としては、 一九八一年に農業合作社おける生産請負制の拡大、 同 土地の長期割当て、 国家農業物資買上

はなく、 部分については、 自主権並びに経営計画の自主権を与える。 市場価格の形成にまかせる。③国営企業は自ら必要な原材料・部品を輸入したり、 一九八一年以降、 企業は自由市場で販売することができることとする。また、 国営企業の大胆な改革も実行された。すなわち、 ②中間財 原材料の価格及び生産物の一部の価格を政府の決定によるので ①政府から与えられた生産目標を超える 労働、 資本、 土地などの使用に関する 自社製品を輸出したりす

ることができることとする。④給料の支払について、一律の基準によるのではなく、労働者の就業成績なども配慮し

て弾力的に決定することができることとする。

り、 以上のような改革は、必ずしも成功せず、農業及び工業の補助金依存体質は改善せず、 「バオカップ制」の破綻へとつながった。 これが深刻な財政問題とな

#### 三 ドイモイ

0 従来の国家所有の国営工場、 含む多様な所有形態を認めるとともに、 共産党第Ⅵ回全国大会は、一九八六年一二月、従来の「中央集権的計画経済」を 刷新」(doi moi)を決定した。これは、 国営農業、 市場経済を導入するというものである。 国営貿易会社並びに集団所有の農業合作社、商業合作社のほかに、 国際分業と比較優位原則に立脚した産業構造政策を実行することとし、 具体的には 「計画的商品経済」に改める経済 私有制を

格決定は、 商品経済・市場経済の必要性を認識し、 電力・灯油 輸送・交通手段など一部の品目に限る。また、 マーケット・メカニズムを重視することとする。 国営企業は独立採算制とする。 このため、 政府の価

イ、 公的所有制を改めて、 私有制を含む多様な所有形態を認める。 外資による一○○%企業及び合弁企業を認め

る。

ウ、 役割にとどめる 農家を農業経営の主体 (ドイモイは従来の農業改革を大筋で認知した)。 (基本的な生産単位) として位置付け、 合作社は肥料や殺虫剤の供給及び灌漑の整備 0

このような改革は、 政治的には「共産党一党独裁による社会主義経済建設」 という主張は放棄されないが 経済政

策ではかなり急激な市場機構が導入されることになったのである。

与を制限した。また、 밆 義的経営の革新について」は、重要で国家指令に基づく戦略物資三五品目 に認めるとともに、私営農家に対して必要な生産手段の売買を認めた。 以上のような新政策に基づいて、一九八七年一一月の閣議決定第二一号「国家企業の計 肥料、 繊維、 紙、 一九八八年九月「農業運営の刷新に関する政治局第一〇決議」は、 電気製品等)以外に関しては、 国家に上納する利潤の目標額を設定する生産計画への (石炭、 電気、 通信、 農家に対する請負制を大幅 画 経済、 輸送、 会計及び社会主 鉄鋼、 政府の関

る(4) 体の基本的運営方法として、「多様な所有形態を持つ商品経済の計画的発展」を再確認した。「商品経済の計画的発 とは、 九九一年六月共産党第Ⅲ回全国大会は、「二○○○年までの経済・社会の安定化と発展戦略」を採択し、 市場機構を最大限に尊重し、 政府が経済政策の諸手段を通じて市場を調整するという趣旨と理解されてい 経済全

国営企業につい ては、 非効率なものを整理するとともに、 九九二年以降株式会社化を行うことにより改革を実施

## 四 ベトナムの経済成長

することとした。

下での工業生産及び農業生産の回復等により、 膨大な経常赤字、通貨価値の下落などに直面した。しかし、一九八六年のドイモイによる経済改革・対外開放政策の トナム経済は、 一九八〇年から一九九〇年まではマクロ的に極めて不安定であり、 一九八九年以降、インフレは鎮静化し、 急進するインフレ、 経済状況は改善に向かった。

量の増大、

**4**外国

直接投資の急増である。

れらの成長の主要因は、

①工業生産高の急増、

②農業生産高の増

加

3

原

油

生産

ス成長に復帰した。

万ドルであり、 二〇〇万ドル、二〇〇二年三五〇億八五〇〇万ドル、二〇〇三年三九〇億三三 である。 年は七・ であり、 ル 九九〇年~二〇〇二年までの年平均成長率は七・六%であり、 九九〇年代初頭以降のマクロ経済運営は、 : <u>=</u> % ↓ 九八〇年~一九九〇年までのGDPの年平均成長率は四 G 五%を達成した。二〇〇五年及び二〇〇六年は、 工業部門の成長率が顕著である。 D P 四 :: %、 GDPの部門別に占める割合は、 の総額は、 工業四 九九〇年六四億七二〇〇万ドル、二〇〇〇年三一 四%→ 二〇〇三年の成長率は七・二%、二〇 安定と発展を両立できる成長を示した。 四%、 第 サービス業七・一%→七・ 表のとおりである。(5) いずれも七・六%の見通 ・六%であるのに対し、 部門別には、 農業 〇四 億 %

た。 ズ・アセアン諸国を巻き込むアジア経済危機へと発展した。 なって通貨・金融情勢は安定を取り戻し、ベトナムを含めほとんどの国の経済はプラ 落したため、 七年末からその影響を受け、 なお、 しかし、 九九七年七月のタイ・ この 輸出収入が大きく減少した。また、 通過危機は、 主力輸出品である原油、 関係諸国の協調介入・ バーツの下落を契機とする通貨危機は、 一九九八年の外国直接投資も半減し ゴム、 国際援助により、 ベトナム 海産物の 価格が大きく下 0) 輸 九 出 周 九九年に は 辺 0 九九

第1表 GDPに占める割合

	20120	GDICON	の引口
部	門	1990年	2002年
農	業	37%	23%
エ	業	23%	39%
サート	ごス業	40%	38%
Ē	计	100%	100%
		WARRY CO.	

第2表

木材·木製品

海産物

鉱物·燃料

軽工業品

計

農産物·加工食品

## 五 ベトナムの輸出入

## 一九八〇年代の輸出入

になった。 るかはすべて国家計画委員会の指令により決定されていた。 現在の商務省) 九九〇年までのベトナム貿易は、 但し、 直属の輸出入国営会社によって行われた。その数は四〇社~五〇社であり、 何をどれだけ輸出入するかは事前に外国貿易省の許可を得る必要があった。 典型的な社会主義制度によって行われ、 しかし、 一九九〇年からは民間企業も輸出入できるよう すべ ての 輸出 この事前許可制は、 何をどれだけ輸出入す 入活動は外国貿易省

の後事後報告制に変更された。

九八八年における輸出構造は、

第二

表・第三表のとおりである。

第3表 市場別輸	出構造
社会主義国	69.2%
先進国	11.7%
発展途上国	17.5%
国内輸出 (ベトナム国内での外国 企業・組織に対する販売)	1.6%
計	100.0%

商品別輸出構造

33.5%

5.0%

12.8%

6.3%

42.4%

100.0%

#### 第4表 商品別輸入構造

,, +,,,,,
14.3%
85.7%
30.3% 5.6% 45.2%
料 45.2% 4.6%
100.0%

とおりである。 0 近年におけるベト 一〇〇二年の 近年に 構造は、 おける輸出 第五 K 表 地 ナ 第 4 域 別輸 六 0 表 輸 出 0 出

は、 は、 であった。 6 ど 部分は、 心であり、 構造は、 国であった。 0 0 九、 資本財が中心であ プラント、 九八七年当時における輸 輸入先も社会主義国が中 九八八年当時におけ 次産品及び軽工業 第四表のとおりである。 一九八七年における輸 ソ連 これらの 東欧 輸 の社会主 原材料。 ŋ, 出 先 る 輸 0) が れ 大 中 出

主要国·地域別輸出量<sup>(6)</sup> 第5表 (100万ドル・%) 2002年 2003年 2004年·構成比 日本 2438.1 2909.2 3502.4 13.2中  $\pm$ 1495.51747.72735.510.3 オーストラリア 1329.0 1420.41821.7 6.9アメリカ 2421.13938.5 4992.3 18.8 シンガポール 960.7 1024.51390.05.2その他 9135.712061.4 45.5合 計 20176.0 26503.3 100.0

主要国·地域別輸入量<sup>(6)</sup> 第6表 (100万ドル・%) 2002年 2003年 2004年・構成比 中  $\pm$ 2158.83122.3 4456.5 13.9 日 本 2509.6 2994.0 3552.6 11.1韓 玉 2285.52624.410.4 3328.4 シンガポール 2534.3 2878.23618.5 11.3 湾 台 2536.92915.83698.0 11.6その他 10692.2 13299.941.6 合 計 25226.9 31953.9 100.0

では、日本は一位であったが、二〇〇三年及び二〇〇四年にはアメリカへの輸出量が急増して一位となり、二〇〇四 大したがシェア一三・二%の二位となった。 年には四九億九二三〇万ドルに達し、全世界の一八・八%のシェアを占め、 日本は三五億二四〇万ドルと貿易量は

三・九%と一位であるが、二位以下の台湾、シンガポール、 一方、輸入では、二〇〇三年は中国が三一億二二三〇万ドルで一位、二〇〇四年も四四億五六五〇万ドルでシェア

日本、韓国からの輸入量が接近している。

ベトナムの近年における輸出入を品目別にみると、第七表・第八表のとおりである。

品目別輸出量では、 原油、 繊維・衣料品が多く、次いで、履物、 水産物である。

品目 別輸入量では、 機械機器部品が特に多く、次いで、 石油、 鉄鋼、 繊維· 衣料等である。

#### (三) ベトナムの対日輸出入

ベトナムの対日輸出入量の総額は、 第五表・第六表のとおりであるが、 主要品目別にみると、 第九表・第一〇表の

とおりである。

一六%を占めている。次いで鉄鋼、 ベトナムの日本からの輸入量の最大のものは、二〇〇四年で機械・設備部品の九億三三二〇万ドルで全輸入量の約 これによると、ベトナムの対日輸出量は、 電子部品である。 水産物が最も多く、次いで繊維・ 衣料、 原油となってい

#### (四) 今後の見通

トナムは、 ASEAN自由貿易地域(AFTA)による域内関税の引下げに積極的に取り組んでいる。二〇〇五

	第7表	品目別輸出量(7)	(100)	万ドル・%)
	2002年	2003年	2004年・	構成比
原油	3270.5	3821.0	5670.6	21.4
繊維・衣料品	2751.6	3686.8	4385.6	16.5
水産物	2022.8	2199.6	2400.8	9.1
履 物	1867.0	2267.9	2691.6	10.2
コメ	725.5	720.5	950.4	3.6
木材·同製品	435.5	•	239.1	0.9
P C·周辺機器	325.9	Section 1974 (Section 1974)	657.8	2.5
コーヒー	323.3	-	641.0	2.4
ゴム	267.8	-	596.9	2.3
その他	4715.9	<u> </u>	8269.5	31.2
合 計	16705.8	20176.0	26503.3	100.0

	第8表	品目別輸入量(7)	(100)	万ドル・%)
op - 1.0 - 2 Annote his strate venezation in 20 30A (1904)	2002年	2003年	2004年・	構成比
機械機器部品	3793.1	5359.4	5248.9	16.4
石 油	2017.1	2433.3	3574.2	11.2
繊維・衣料等	1710.9	2033.6	2252.7	7.0
鉄 鋼	1334.2	1657.1	2572.6	8.1
PC・電子部品	664.2	· ·	912.3	2.9
プラスチック	616.6		291.9	0.9
化学製品	482.0	1	705.8	2.2
肥料	477.3	Paradocal Company and Add	823.6	2.6
二輪自動車	421.6	(1	452.1	1.4
化学薬品	405.7		682.9	2.1
その他	7810.3	<u>:</u>	14436.9	45.2
合 計	19733.0	25226.9	31953.9	100.0

品目 ことが予想される。 は今後さらに拡大する によりベトナムの貿易 ている。これらの措置 に移行し、 など七七五品目がIL 〇三年七月にはテレビ になった。さらに二〇 がILに含まれること 用品目(IL)に移行 年までの関税引下げ ○%以下に引下げられ 〇%~一〇〇%から二 (五%以下)に向けて、 100二年に新たに五 一〇品目が一時的除外 合計五四九四品目 (TEL)関税は三 から適

第9表	対日品目別輸出量 👏	(100万ドル・%)
	¥2.	1955 161500 NO 18625

	2002年	2003年	2004年 ·	構成比
コーヒー	15.6	18.6	20.6	0.6
ゴム	10.4	12.0	15.1	0.4
原 油	249.9	319.8	321.2	9.2
履 物	53.9	61.6	70.6	2.0
水産物	555.4	651.3	769.5	22.0
繊維・衣料	490.0	478.2	531.1	15.2
美術品	43.2	48.2	48.9	1.4
野 菜	14.5	16.7	22.1	0.6
その他	1005.2	1302.8	1706.3	48.7
合 計	2438.1	2909.2	3505.4	100.0

第10表	対日品目別輸入量(8)	(100万ドル・%)

	2002年	2003年	2004年	構成比
医薬品	7.5	5.0	1.3	0.0
電子部品	227.0	284.5	364.0	10.2
繊維·皮革原料	149.7	157.1	164.1	4.6
機械·設備部品	702.9	833.9	933.2	26.3
自動車部品	158.3	217.7	206.4	5.8
鉄 鋼	287.9	309.3	437.2	12.3
その他	976.3	1186.5	1446.6	40.7
合 計	2509.6	2994.0	3552.6	100.0

あり、 る。 な安全網の整備なども求められているという指摘がある(9) Pの約四割を占め、 こうした関税引下げにより、 しかし、 社会不安につながる可能性は否定できない。 約四割が赤字経営となっている。 安価で良質な他のASEAN諸国の製品に対抗できる水準のベトナム企業はそれほど多くは 主要産業の多くを独占している国営企業の多くは過剰な設備と雇用を抱えて非効率な経営状態で これまで高関税率により保護されていた国内生産者は国際競争にさらされることにな 貿易自由化により非効率な国営企業の整理が進めば、 政府には、 自由化を進める一方で、 失業者の再就職支援体制のよう 多くの失業者が発生 ない。 G D

式会社化は、 している。 なお、 国営企業は 国営企業のGDPに占める割合は、二〇〇三年現在で約四割と見られている。 株式会社化は、 一九九二年以降行われているが、株式会社化された場合でも、 一九九三年には約六〇〇〇社存在したが、二〇〇四年 約四七〇〇社のうち約一三〇〇社について行われ 月現在では約四七〇〇社である。 てい 国は三〇%以上の株式を所有することと 国営企業の株

# 六 外国からの直接投資の受入れ

## 外国投資法の制定

F 外資系企業の所得税率を軽減するなど投資環境を整備することとした。 イモイは、 外国からの優秀な技術・経営管理ノウハウ等の導入を図ることを目的として、「外国投資法」を制定

する優遇措置を行うことによって外資の積極的な投資の受入れを図ったが、 すなわち、 ベトナム政府は、 外資の積極的導入を図るため、一九七七年「外国投資法」を制定し、 同法は外資導入をさらに拡大するために、 外資系企業に対

その骨子は、次のとおりである。 ことには変更はないが、 九八七改正が行われた。外国投資は国家管理の下におかれ、各プロジェクトは政府の許可を受けなければならない 一〇〇%外国投資企業を認め、 外国企業に対する優遇措置を大幅に拡大するものであった。

ア、投資形態として、合弁企業 (外国側当事者の出資比率は原則として三〇%を下回ってはならない)及び一〇〇%

外国投資企業を認める。

合弁企業の社長又は筆頭副社長はいずれもベトナム人である必要がある。

及び事業に関する最も重要な事項の決定は、全会一致でなければならない。 合弁企業の運営に関する取締役会の決定は一般には多数決であるが、事業計画、 主要人事など合弁企業の組織

ウ、 低二年間企業所得税が免除され、かつ引き続き最長二年間企業所得税が五〇%軽減される。 ~二〇%とする。特定要件を充たす投資に対しては一〇%~一四%とされ、かつ経営が利益を生じたときから最 標準部門における企業所得税は取得利益の二五%であるが、優先部門における企業所得税は取得利益の 五. %

# [二] 外国直接投資の受入れ状況

のとおりである。

九八八年から二〇〇三年まで(分野別は二〇〇二年まで)の外国直接投資の受入れ状況は、第一一表・第一二表

降は、 に必要な分野、ベトナムの伝統的産業分野などが多くなっているが、 九八八年から二〇〇一年までは、シンガポールが最も多く、次いで台湾、日本、 台湾、 韓国が上位を占めている。分野別には、 重工業、 原油 観光開発分野への投資も多いことが注目される。 ガス、軽工業、 香港、韓国であり、二〇〇二年以 食品加工などベトナム産業の開発

第11表 国·地域別外国直接投資状況 (10)

1988年~2001年	(1	100万ドル)	2002年	(1	00万ドル)
国・地域	件数	投資額	国・地域	件数	投資額
1.シンガポール	277	6047.3	1.台 湾	200	312.3
2.台 湾	849	5483.5	2.韓 国	150	267.3
3.日 本	379	3739.1	3.香 港	57	179.1
4.香 港	351	3434.3	4.アメリカ	36	142.7
5.韓 国	395	3275.2	5.マレーシア	29	113.6
6.フランス	171	2596.9	6.日 本	48	102.0
7.英領バージン諸島	131	1862.2	7.英領バージン諸島	36	79.4
8.英 国	48	1730.0	8.中 国	58	74.8
9.ロシア	69	1589.4	9.英領西インド諸島	1	50.0
10.アメリカ	150	1462.8	10.シンガポール	28	42.2
合計(その他を含む)	3772	41075.7	合計(その他を含む)	754	1557.7
2003年	(1	100万ドル)	2004年	(1	00万ドル)
2003年 国·地域	件数	100万ドル) 投資額	2004年 国・地域	(1 件数	
A STATE OF THE STA	THE TAIL AND	Chica Spanic County			
国・地域	件数	投資額	国・地域	件数	投資額
国・地域	件数 169	投資額 326.2	国·地域 1.台 湾	件数 156	投資額 435
国·地域 1.台湾 2.韓国	件数 169 164	投資額 326.2 316.7	国·地域 1.台 湾 2.韓 国	件数 156 159	投資額 435 340
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島	件数 169 164 27	投資額 326.2 316.7 234.8	国・地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本	件数 156 159 61	投資額 435 340 224
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島 4.中国	件数 169 164 27 55	投資額 326.2 316.7 234.8 131.7	国・地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本 4.香港	件数 156 159 61 38	投資額 435 340 224 198
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島 4.中国 5.オーストラリア	件数 169 164 27 55 13	投資額 326.2 316.7 234.8 131.7 111.0	国·地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本 4.香港 5.英国	件数 156 159 61 38 26	投資額 435 340 224 198 180
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島 4.中国 5.オーストラリア 6.香港	件数 169 164 27 55 13 40	投資額 326.2 316.7 234.8 131.7 111.0 110.4	国・地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本 4.香港 5.英国 6.シンガポール	件数 156 159 61 38 26 47	投資額 435 340 224 198 180 124
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島 4.中国 5.オーストラリア 6.香港 7.日本	件数 169 164 27 55 13 40 43	投資額 326.2 316.7 234.8 131.7 111.0 110.4 83.2	国・地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本 4.香港 5.英国 6.シンガポール 7.マレーシア	件数 156 159 61 38 26 47 26	投資額 435 340 224 198 180 124 84
国・地域 1.台湾 2.韓国 3.英領バージン諸島 4.中国 5.オーストラリア 6.香港 7.日本 8.シンガポール	件数 169 164 27 55 13 40 43 26	投資額 326.2 316.7 234.8 131.7 111.0 110.4 83.2 50.3	国・地域 1.台 湾 2.韓 国 3.日本 4.香港 5.英国 6.シンガポール 7.マレーシア 8.中 国	件数 156 159 61 38 26 47 26 67	投資額 435 340 224 198 180 124 84 79

#### (三) 日本の分野別投資状況

日本のベトナムへの分野別の投資状況は、 第一三表のとおりである。

日本の投資を分野別にみると、これから発展が期待できる重工業、 建設、 インフラ整備関係、 ホテル 観光、

に地場の特質を生かすことのできる軽工業分野などが多くなっている。

ては、 格段に向上してきたとしている。採算割れの企業の比率は、 九九年以降上向いてきたとみている日本企業は多数に上る。今後の投資において強い関心を示している産業分野とし 一○○○年二三%と縮小している。本格的な操業はこれからの段階だといっていいであろう。(⑵ アジアで活動している日本企業二〇〇〇社のうち、ベトナムで活動しているのは八七社で、ベトナムの景気は 電子部品、 繊維・衣料、 輸送手段 (自動車、オートバイ) などである。 日本企業全体で一九九八年五六%、 日本企業はベトナムの投資環境は近年 九九九年四 一九

い る<sub>〔3</sub> ②法制度やインフラの未整備、 との回答が三分の二を占めている。一方、 見込みを「黒字」と答えている。二〇〇三年の営業損益見通しも、 ジェトロが二〇〇二年一一月に行った「在アジア日系製造業調査」によると、六割の企業が二〇〇二年の営業損益 ③原材料等の現地調達の困難さ、④人材不足、 進出日系企業が抱える経営上の問題点としては、 輸出拡大や国内販売増への期待から「改善する」 ⑤金融制度の複雑さなどが挙げられて ①行政手続きの複雑さ、

業分野は、 日本企業の七六%はその製品を海外に輸出している。 繊維・ 衣料、 電気電子製品及び精密機械加工業である。 そのうちの五〇%は製品の全量を輸出している。これらの産

現地 %である。 (4) 地政府が希望している部品の国産化については、五一%以上の国産化を達成している企業は、 国産化対象企業の

第12表 分野別外国直接投資状況 (10)

1988年~2001年		(100万ドル)	2002年	(	[100万ドル]
分 野	件数	投資額	分 野	件数	投資額
重工業	733	7852.1	重工業	212	390.2
原油・ガス	68	4230.5	原油・ガス	3	45.2
軽工業	1160	4599.3	軽工業	319	646.4
食品加工	233	2333.0	食品加工	43	76.3
農林業	310	1143.1	農林業	18	32.8
観光・ホテル	205	5121.6	観光・ホテル	22	168.6
事務所リース	107	3003.4	事務所リース	3	6.2
土木建設	3	3344.2	その他のサービス	50	24.6
その他のサービス	219	873.3	電信・郵便	14	20.3
運輸・通信	141	3438.9	建設	38	80.2
建設	290	3600.3	合 計(その他を含む)	754	1557.7
合 計(その他を含む)	3772	41075.7		i.	

#### 第13表 日本の分野別投資状況 (11)

1998年~2001年		(100万ドル)	2002年	(	100万ドル)
分 野	件数	投資額	分 野	件数	投資額
1.重工業	125	1620.8	1.重工業	24	46.2
2.建設	26	541.6	2.建設	3	25.9
3.運輸·通信	22	432.3	3.軽工業	14	23.2
4.ホテル・観光	12	313.6	4.サービス	4	3.2
5.軽工業	88	282.0	5.文化·保険·教育	2	2.4
6.事務所リース	14	165.0	6.ホテル・観光	1	1.0
7.原油・ガス	4	126.3	合 計	48	102.0
8.農林業	24	60.6			
9. I Zインフラ建設	1	53.2			
10.食費加工	18	50.5			
11.文化·保険·教育	13	37.1			
12.その他のサービス	25	32.4			
13.水産養殖	6	17.5			
14.金融·銀行	1	6.0			
合 計	379	3738.9			

## (四) 経済発展における外国直接投資の貢献度

トナム経済の経済発展における外国直接投資の貢献度は、 第

### おりである。

#### (五) 外国投資法の再改正

に、二〇〇〇年六月に再度改正された。その概要は、次のとおりである。(16) 「外国投資法」は、一層の外国投資を拡大し、及びこれを円滑に行うため 外国投資家の投資奨励分野及び地区 (三条)

## (1) 投資奨励分野

輸出品の生産

農業、林業又は水産業における養殖、 栽培又は加工

発への投資

ウ、

高度な技術の使用、

最新技術、

環境及び生態系の保護又は研究

大量の労働力の雇用、 ベトナムにおける原材料の製造又はベトナム

の天然資源の有効利用

オ、 インフラストラクチャー又は重要な工業生産基盤の建設

## (2) 投資奨励地区

ア、 困難な社会・経済的条件を有する地区

四表のと

第14表 経済発展における外国直接投資の貝閣度 (%)				
る割合	工業生産高に占め	輸出額に占める割合	GDPに占める割合	年
		8.1	6.3	1995
	26.0	10.8	7.4	1996
	29.0	19.5	9.0	1997
	33.2	21.2	10.0	1998
	28.6	22.4	12.3	1999
	39.2	23.2	13.3	2000

イ、特別に困難な社会・経済的条件を有する地区

一投資形態(四条)

ア、経営協力契約に基づく経営協力

合弁企業は、有限責任会社の形態で設立し (六条)、 外国側当事者の出資比率は原則として三〇%を下回

てはならない(八条)。

ウ、 一〇〇%外国投資企業は、 有限責任会社の形態により設立しなければならない (一五条)。

三 活動期間 (一七条)

外国投資資本を有する企業の活動期間及び経営協力契約の期間は、 五〇年を超えない 期間 で政府の各プロジェ

ク

トに対する投資許可証に記載される。

例外として五〇年を超える期間が許可される場合があるが、 最長期間は七〇年とされる。

四投資保証措置(二二条)

ベトナムに投資する外国投資家は、 次に掲げるものを国外に移転することができる。

ア、経営活動から取得される利益

イ、技術又は役務の提供に対する対価としての金銭

ウ、活動過程における外国からの借入金の元本及び利息

工、投下資本

オ、その他自己の適法な所有権に属する金銭及び財産

〇%とされる (三八条)。

## 五 労働者の雇用 (二五条)

とができる。この場合においても、代替することができるようにベトナム人労働者を養成しなければならない。 に応じて労働者を選抜雇用することができる。但し、ベトナム人を優先して選抜雇用しなければならず、ベトナム 人が満たすことのできない技術又は管理の程度が要求される業務に従事させる場合に限り外国人を選抜雇用するこ 外国投資資本を有する企業及び経営協力契約に参加する各当事者(以下「外国企業」という。)は、 経営の要求

### 六 優遇所得税

- (1) 外国企業は、 業所得税は取得利益の一五%、 に属する場合には、その企業所得税は取得利益の二〇%とされ、複数の投資奨励標準を有する場合には、 取得利益の二五%を企業所得税として納付しなければならない。 投資が特別に奨励される分野に属する場合には、その企業所得税は取得利益の一 但し、 投資が奨励される分野 その企
- (2) 三条所定の投資分野又は投資地区に属する場合には、 所得税が免除され、かつ、引き続き最長二年間企業所得税が五○%軽減される。 外国企業は経営が利益を生じた時から最低ご 二年間 企業
- (3)外国企業が複数の投資奨励標準を有するプロジェクトを実施する場合には、 四年間企業所得税がされ、 かつ、引き続き最長四年間企業所得税が五〇%軽減される。 経営が利益を生じた時から最長
- $\frac{1}{4}$ 投資が特別に奨励される場合には、 企業所得税の免除期間は、 最長八年間とされる (三九条)。

## 七、その他の優遇措置

(1) 外国企業は、 るものが含まれる 固定資産を形成するための輸入物品に対する輸入税が免除される。これには、次の各号に掲げ (四七条)。

に関する国家管理を実施する

(五四条~六一条)。

ア、設備及び機械

イ、 技術インフラにおいて専用される輸送手段及び労働者の送迎に使用される輸送手段

ウ、 前号所定の設備、 機械及び専用輸送手段に付属するコンポーネント、 基本部品、 分離可能部品、 スペアパ

ツ、アクセサリー、金型及び付属品

J.

基本部品、 技術ラインにおける設備もしくは機械の製造のために、 分離可能部品、 スペアパーツ、 アクセサリー、 金型及び付属品の製造のために使用される原料及び 又は設備もしくは機械に付属するコンポーネント、

物質

オ、国内で生産不能な建設物質

 $\widehat{2}$ のために輸入される原料、 投資が特別に奨励される分野又は特別に困難な社会・ 物質又は部品については、 生産開始から五年間輸入税が免除される 経済的条件を有する地区に属するプロ (四七条)。 ジ エ クト Ó 生産

3 品に対する輸入税が免除される。 輸出加工企業は、 輸出加工区から外国へ輸出する製品に対する輸出税及び外国から輸出加工区へ輸入する製

は、 さらに、 税に関する各種優遇措置を享受することができる 輸出加工企業及び工業区内の外国企業は、 投資が奨励され又は投資が特別に奨励される場合におい (四八条)。 7

八 外国投資に関する国家管理

資部は、 政府は、 それらの具体的作業を行う。また、省又は中央直属市の人民委員会は、自己の行政区域において外国投資 外国投資の戦略、 企画及び政策を作成し、 各投資プロジェクトに対し投資許可証を発行する。 計 画 投

# 六 外国投資誘致のためのその他の政策

(1) ベトナム政府は、 政策として、このような格差を段階的に廃止することとした。 野の電気料金は、六~二KWの場合、外国人利用者向けは内国向けよりも約二五%高、航空運賃は約五〇%高、 年三月以降、 や国際電話料金など各種通信料金も割高である。 鉄道運賃は約四○%高、 外国法人や外国個人向けの物価・サービス料金は、国内企業・ベトナム人向け価格より割高であり、一 格差を数回にわたり縮小する努力を実施してきた。しかし、二〇〇一年現在でも、 外国投資誘致のため投資環境上の問題点の解消につとめている。 広告料金は二~四倍高、 政府は、二〇〇一年から二〇〇五年の外国法人・個人向け物価 外国籍船舶の登録手数料は約五・三倍高であった。 例えば、 その他郵便 九九九九

- (2) ベトナム政府は、 学・技術、⑧医療・保険、⑨教育。(18) 野で、既存の地場産業の株式を所有することができることとした。所有限度は、発行済株式数の三〇%が上限と されている。 ①農林・漁業、②工業及び加工業、③ホテル及び観光業、④運輸業、 外資企業の優れた管理能力や技術の導入を目的として、外国法人・個人が次に掲げる九分 ⑤倉庫業、 ⑥交通機関 ⑦科
- (3)ベトナム政府は、二〇〇一年~二〇〇五年の外国投資誘致の国家プロジェクト二二八件を発表した。 化・保険・教育分野一四、 よると、工業分野一三三、農林水産及び食品加工分野三○、交通運輸分野一○、通信分野一、建設分野一一、文 観光サービス二九となっている。(19) これに
- (4)ベトナム政府は、二〇〇〇年三月、外国投資法施行細則政令を改正し、①優遇法人税一五%に適用拡大、 外国企業による労働者の直接採用の解禁 用が割高となっていた。)、<br />
  ③外国企業による土地賃借の許可権限 (従来は、 人材紹介組織を通じてのみ採用が可能であったため、 (都市部では五ヘクタール、その他では五〇へ 労働雇 2

(5) 二〇〇三年四月には外貨強制売却制度が撤廃された。同制度は一九九八年九月、アジア経済・通貨危機後の 外貨バランスを維持するために導入され、 ることを義務づけていた。その後交換比率は一九九九年八月に五〇%、二〇〇一年に四〇%、二〇〇二年五月に クタール以上)を首相から人民委員会へ委譲、 輸出などの経常取引による外貨収入の八○%を現地通貨ドンに換金す ④登録による投資認可証取得条件の緩和などを行った。

三〇%と徐々に引き下げられ、

撤廃に至った。

(6)公共部門の国営企業の株式でも外国投資家が三〇%まで所有できることとなった(二〇〇三・三・一一首相 なっ (21 た。) 決定)。外国の専門的経験、経営手法、 資産として、 奨励する狙いを持った決定である。 外国投資家からみれば、 設備、 技術、 ベトナム国営企業の株式を所有することができることとなったため、 原材料、 工業所有権を所有し、及び有価証券の形で資産をインプットできることに 近代技術などで競争力をつける必要のある国営企業に対して外国投資を 外国企業が固定

(7)外国企業の法人税率は取得利益の二五%・ベトナム国内企業は三二%であったが、これが二〇〇三年から両 者とも二八%に一本化 (外国企業は三%増、 国内企業は四%減)された。

(8) 二〇〇三年に法人所得税法が改正され、二〇〇四年から、 し高率だった個人所得税の最高税率が五○%から四○%に引き下げられた。 利益送金税 (最高七%)が廃止された。また、二〇〇四年に個人所得税法が改正され、ASEAN近隣諸国に比 外資企業が本国に利益を送金する際に課税される

#### 七 日越投資協定

日本とベトナムは、 今後相互の投資活動をより活発化させる狙いで、二〇〇三年一一月、 両国間で投資協定を締結

した。この協定の効力期間は一応一〇年とされているが、延長は可能である。

携協定(EPA)(二〇〇二年)及びメキシコとのEPA(二〇〇四年) 一〇カ国・地域との間で投資協定を締結した。また、シンガポールとの自由貿易協定(FTA)を中核とする経済連 日本は、これまでエジプト(一九七八年)、中国(一九八九年)、ロシア(二〇〇〇年)、韓国 の中においても投資協定に関する条項が設 (二〇〇三年) など

#### けられている。 原則(二条)

 $\widehat{\mathbb{1}}$ 

両国は、 自国の領域における投資活動について内国民待遇を与える。

両国は、 相手国の投資活動について最恵国待遇を与える。

 $\widehat{2}$ 投資活動における条件の禁止 (四条)

両国は、 自国の領域における投資活動を行う条件として、 次のような要求を行ってはならない。

ア、 一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出

イ、 一定の水準又は割合の現地調達の達成

ウ、 自国において生産された物品又は提供されたサービスの優先購入又は使用

輸入数量又は輸入価額を輸出数量又は輸出価額と、又は投資に関する外国為替の流入量と関連付けること

オ、 投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの国内における販売を、 輸出数量・輸出価額又は外国

①放送・TV、

②文化的性質を有する製品の製造・

出版、

③石油・ガスの採掘及び希少鉱物の採掘、

輪自動車の製造・

組立て、

③その他の

為替収入と関連付けることにより制限すること

カ、特別の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること

キ、 技術、 製造工程その他 0 財産的価値を有する知識を、 定の場合を除き、 自国の自然人 法人等に移転するこ

とを義務付けること

ク、その他

(3) 例外 (五条·六条)

ア、 について相手国に通報することとする。以下、ベトナム側の例外に属する分野又は事項は、次のとおりである。 二条及び四条の規定にかかわらず、 次に掲げる特定の分野又は事項については、 それらを例外とし、 その内容

⑤天然林の樹木伐採、⑥土地・住宅の所有及び利用、 ⑦国有企業の株式購入、 ⑧補助金、 倒その他。

イ、二条及び四条の規定にかかわらず、次に掲げる特定の分野又は事項については、 ばならず、資金上、 について相手国に通報することとする。 である。以下、ベトナム側の例外に属する分野又は事項は、 経済上又は産業上の例外的状況が発生しない限り新たな例外措置を採用してはならないも 但し、 これらの例外措置は、 次のとおりである。 漸進的に削減又は撤廃するよう努めなけれ それらを例外とし、 その 内

ビス、 映像サービス、 ①法律サービス、②会計・ ⑥基本電気通信サービス、 ⑩保険・銀行・その他の金融サービス、⑪不動産業・旅行業・輸送業・流通の各サービス、⑫四 監査・ ⑦音声電話サービス、 簿記サービス、<br />
③税務サービス、<br />
④広告サービス、 ⑧電気通信施設の建設・据付け ⑤付加価値電気通信サ 運営・維持、 (9)音響

本からの投資を一層促進することが合意された。

なお、二○○三年一二月、「競争力強化のための投資環境整備に関する日越共同イニシアティブ」が署名され、 日

# 八 ベトナムにおける主要法制

ベトナムにおける経済取引・貿易に関連する主要な法制は、次のとおりである。

#### (一民法典

する財産を巡る取引の法を集大成したものがベトナム民法典である。民法典の構成は、次表のとおりである。 民事契約法、住宅法、 ベトナム民法は、財産を巡る取引の法や身分法などを集大成したものである。ドイモイ下で種々の私法が生まれた。 相続法、婚姻家族法、会社法、個人経営企業法などが主要なものである。これら私法を中心と

#### 二 土地法

長期間使用するため土地を付与する。」と規定する。 し、「国家は、 条は、「土地は、国家の統一管理による全人民の所有物である。」と規定し、土地は「公有制」であることを明記 農林地、 合作社、 農林産物生産集団、 企業、各人民武装単位、 国家機関、 社会組織等に安定的にかつ

者は、 土地は、 法律の定めるところに従って土地使用税を納付しなければならない 林業用地、 居住地、 特別使用地、 未使用地に分類され (四条)。 (八条)、 使用のために付与を受けた土地使用

が規定されている。

用権及びそれに付着する資産 常務委員会の許可に基づく場合は最長七〇年と規定されている。 外国投資法一七条によれば、 (建物等) 外国企業による土地利用期間は原則五〇年を超えることができないと規定され、 に抵当権を設定、ベトナム国内の金融機関からの資金の借入れができること また、 同法四六条三項によれば、 外国企業は 士. 地使 国家

は、 うした状況の下で、工業団地や輸出加工区の開発会社は、投資事業による土地利用期間が原則五○年とされるとこ ナム政府は、 ところで、ベトナムではインフラ整備がまだ十分でないことから工業団地や輸出加工区に入居する企業が多い。 〇年の無収入期間が発生し、 投資許可取得後において、 さらに五〇年 二〇〇〇三年下期の国会において土地法を改正し、 (七〇年) 以内の更新を認めることとした。 住民補償、 投資事業の経営において問題となっていた。このような問題に対処するため、 買収、 造成、 標準工場建設、 土地利用期間が五〇年(七〇年)以内である場合 製造、 販売までの過程を通算すると、五年か

#### (三) その他

その他のベトナムにおける経済取引・ 貿易に関連する主要な法制は、 次のとおりである。

○貿易商品輸出入税法(一九八八年)

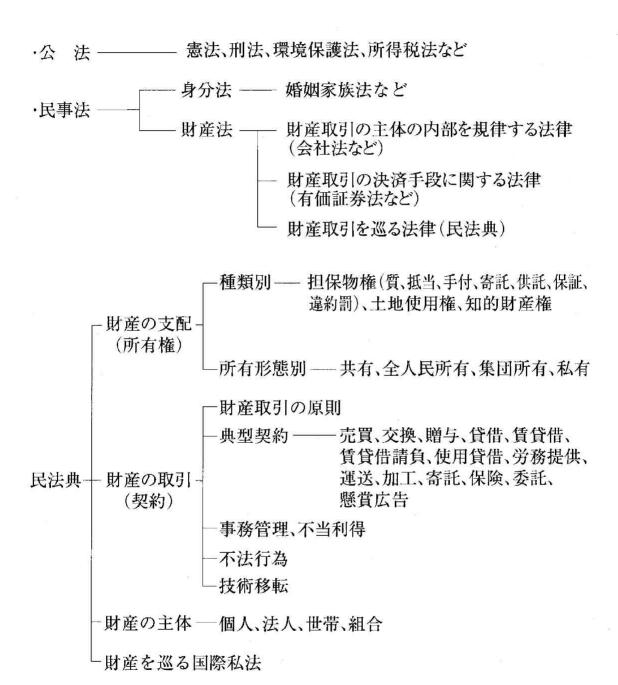
○工商業税及び商品税に関する法令(一九八八年)

○ベトナム労働法典(一九九四年、最終改正二○○二年)

○ベトナムにおける外国事業法人及び外国旅行業企業の駐在事務所及び支店に関する指針に関する布告(一九九九年)

○ベトナムの外国人出入国及び居住に関する法律(二○○○年

#### 表 民法典の構成



○新事業所得税に関する政府布告(二○○三年)

○「ベトナムで就業する外国人労働者の雇用と管理に係る布告」 ○外資のある企業の株式会社形態の運営への転換に係る布告(二○○三年) の実施方針に関する通達 (三〇〇四年)

## 九 競争法の制定

H 法案の検討を経て、二〇〇二年一二月に「競争法」の法案を政府に提出し、 〇月に国会に提出した。 から施行された。 トナム商 務省は、 ベトナム事業の改革や国際社会への整合を進めるため、 競争法 (Law on Competition) は、二〇〇四年一 政府は所要の検討を経て、二〇〇三年 月国会で採択され、二〇〇五年七月 競争管理委員会における第五次までの

いと言える。 環として、 トナムは、 東アジア地域諸国における競争法制定の流れのなかで、(24) 発展途上国として産業発展政策の要請がある一 方で、 社会主義体制下で競争法を制定した意義は大き 社会主義体制の改革及び市場経済化の大目

は、 ことは言うまでもない。このように競争法は、行政機関による不当な産業行政の市場介入ついても監視することを特 的地位及び独占的地位の濫用を禁止し、 競争法は、 公共財・公共サービス分野の企業活動に加え、ベトナム国内で事業活動を行う外国事業者に対しても適用される 行政機関の競争阻害的権限行使の禁止並びに企業による競争制限的協定を禁止するとともに、 並びに経済力の集中、 不公正な競争行為を規制するものである。 この法律 市場支配

徴とする。

競争法の主要な内容は、次のとおりである。(25)

# 一行政機関の競争阻害的権限行使(六条)

行政機関の権限行使において、次のような行為は競争阻害的行為として禁止される。 売買先の強制、 企業間の差別的取扱い、 競争制限的目的での業界及び企業に対する共同行為の強制、

その他適法

## 事業活動の侵害行為。

### (若干のコメント)

が多いことから、特にこのような規定を設ける必要があったものと思われる。 う場合は、 行為として規制の対象としている。ベトナムにおいては、 行政機関の権限行使行為といえども、 関係法の権限逸脱行為として禁止され、また、 国家独占行為として法律に基づく行為は別として、上記のような行為を行 わが国独占禁止法においても、 行政機関が経済取引を行い又は経済取引に介入する場合 行政機関を「事業者」の

# 〕 競争制限的協定 (八条、九条)

- (i)次に該当する協定については、参加事業者の関連市場におけるシェア合計が三〇%を超える場合は禁止される。
- ①物品又はサービスの価格を拘束する協定(価格料金協定
- ②物品もしくはサービスの販売市場又は原料供給を分割する協定 (市場分割協定)
- ③物品の生産量、 購入量もしくは販売量又はサービスの供給量を制限する協定 (数量制限協定)
- ④技術開発又は投資を制限する協定(技術開発等制限協定
- ⑤取引の相手方に対して、 新規の売買契約に当たり条件を課し又は契約事項に直接関係しない義務を強要する協

# 定(不当な拘束条件付協定)

- ii 次に該当する協定については、一律に禁止される。
- ①他の事業者の新規参入もしくは事業の拡大を阻止し又は妨害する協定
- ②協定に参加しない事業者を市場から排除する協定
- ③物品又はサービスの供給に関し、 一又は二以上の事業者に落札させるための入札談合

## (若干のコメント)

- とする意味合いがあり、 る協定については、 三〇%以下の場合の協定を違法としないのは、 (i)の各協定が違法とされる場合を参加事業者の関連市場におけるシェア合計が三○%を超える場合に限定し、 ii①の趣旨に反するものは容認されないものと考えられる。 産業発展政策との調和を図ったものと考えられる。 未発達・未成熟の私企業が競争市場から脱落するのを防止しよう なお、 ④技術開発又は投資を制限
- 拡大を阻害する行為は、 iiの各協定を参加事業者の関連市場におけるシェアに係りなく一律に禁止したのは、 市場の発達・発展に悪影響を与えることを考慮したものと考えられる。 事業者の新規参入や事業

# 三 市場支配的地位及び独占的地位の濫用

- (1) 市場支配的地位の濫用 (一三条)
- 市場支配的地位とは、次の場合をいう。
- (i)社のシェアが三○%以上又は当該市場での競争を実質的に制限することが可能な場合
- (ii)一社の合計シェアが五○%以上であり、 共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合

- (iii) 三社の合計シェアが六五%以上であり、 共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合
- (iv)市場支配的地位にある事業者は、以下の行為を行うことが禁止される。 四社の合計シェアが七五%以上であり、 共同して当該市場での競争を制限するための活動を行っている場合
- ①競争者を排除する目的で、 原価を下回る価格で物品の販売又はサービスの提供 (略奪的廉売)
- ②消費者に不利益をもたらす、不当な販売価格もしくは購入価格の強制又は最低再販売価格の拘束

物品もしくはサービスの生産もしくは流通の抑制、

市場の制限又は技術開発

の妨害

③消費者に不利益をもたらす、

- ⑤取引の相手方に対して、 ④競争上の不公正をもたらす、 新規契約の際に条件を課し又は契約に直接関係しない義務を強要する行為 同種の取引における事業者により異なる取引条件の付与 (差別的取扱い
- ⑥市場参入阻止行為
- (2) 独占的地位の濫用 (一四条)

独占的地位とは、 当該市場において競合する事業者が存在しない場合をいう。

独占的地位にある事業者は、以下の行為を行うことが禁止される。

- ①一三条に規定される行為
- ②消費者に不利益を与える条件を課すこと
- ③合理的理由のない一方的な契約内容の変更又は破棄
- (3) 国家独占企業に対する規制 (一五条

物品及びサービスの生産又は供給を行う事業者に対して、 国は 国家独占企業に対し、 売買価格、 供給量及び市場範囲の設定により規制を行う。 数値目標の割当て、 政府公示価格による調達等の規制を また、 国は、 公益

命令により行う。

## (若干のコメント)

優越的地位の濫用の相手方は、事業者と考えられている。これに対し、本規制では、右のような行為を通じ、 的取扱いなどを合体させたような規定である。私的独占は、 直接又は間接に消費者に不利益をもたらす行為についても規制されているのが特徴である。 (1) 及び (2) の規制は、 わが国独占禁止法の私的独占及び不公正な取引方法の優越的地位の濫用、 事業者に対する「排除」又は「支配」行為を伴い、

ことを明らかにした意味があると考えられる。 に、その行うことができる行為の範囲を国家が許容した範囲に止め、これを超える統制を行うことができない (3) は、 国家独占企業に対し、 価格統制、 生産調整などの行為を行うことができることを明定するととも

#### 四 経済集中

- 1 おける合計シェアが五〇%を超えることとなるものは、 経済集中(合併、 整理統合、 譲渡、 共同事業又は法で規定されているその他の形態) 禁止される(一八条)。 に当たる行為で、 市場に
- 2 以前に競争管理部にその旨を届け出なければならない。 中小事業者に該当する場合には届出は必要ない 経済集中後の市場シェアが三〇%以上五〇%以下となる経済集中を予定している事業者は、 (二〇条)。 集中後の市場シェアが三〇%未満又は集中後の新会社 当該集中の三〇 H
- (3) 競争管理部は、 届出を行った事業者にその結果を通知する。 事業者から経済集中について届出が提出されてから七営業日以内に届出に不備がない かを確認

と思われる。

条で禁止されるものであるか否かを文書で通知する。また、 競争管理部は、 適切な届出がなされてから四五日以内(三〇日間の延長が二回まで可能)に、 当該集中が禁止される場合には、その理由を併せて 当該集中が一八

通知する (二三条)。

### (若干のコメント)

が市場シェアに基づいている点は明解であるといえよう。このシェア計算には、当然輸入割合が勘案されるもの 規制の対象になる経済集中は、①に規定されているものに限定されている。また、経済集中が禁止される基準

う。 決していくかが課題になると考えられる。 問題は、禁止され又は届出対象となる集中の市場シェアを事業者がどのようにして計測するかという点であろ 民間事業者が市場シェアを計測することはかなり困難ではないかと思われるので、この点を実務上いかに解

ており、 判断は公正取引委員会が行うから、右のような問題はない。 わが国独占禁止法における経済集中の場合の届出義務は、 届出義務があるか否かは当事会社にとって明確であり、 総資産合計額が一定額以上である場合等と規定され 経済集中が禁止される場合に該当するか否かの

## 不公正な競争行為

(五)

①虚偽表示 不公正な競争行為に当たるものとして、次の行為が禁止される(三九条~四八条)。

②商業上の秘密の侵害

③消費者又は取引の相手方に他の事業者との取引を行わせない行為 (排他条件付取引)

④他の事業者の名誉毀損をする行為

⑤他の事業者の事業活動を妨害する行為

⑥不公正な競争を目的とする広告活動(比較広告、 模倣広告、

⑦不公正な競争を目的とする販売促進活動

(おとり景品、

試供品、

不当表示等)

虚偽情報等

⑧事情者団体による差別的行為

⑨違法な重層的物品販売(マルチ商法等

(若干のコメント)

不公正な競争行為として列挙されている行為は、

わが国独占禁止法においても規定されているもののほか、②、

⑩不公正な競争行為と認められるその他の行為

要件とされていないことや、 ④や⑨のような行為が規定されているのが特徴である。 ⑩のような一般条項がある点で、 また、 厳しいものといえよう。 わが国独占禁止法のように 一公正競争阻害性」 が

いは、 わが国独占禁止法で不公正な取引方法として規制されてい で述べたように、市場支配的地位又は独占的地位にある事業者が濫用行為として行う場合に規制され る原価割れ販売、 再販売価格の拘 束、 差別: 的 取扱

#### (六) 適用除

ている。

競争制限的協定及び経済集中であっても、 定の基準を満たすものについては、 商業大臣又は首相が許可する場 競争評議会は、

合に、 本法の適用が除外される (二五条)。

#### (七) 執行機関

商務省の下に設置される競争管理部 (現行組織名であり変更される可能性がある) 及び競争評議会が執行機関と

なる。

式審査の開始又は打切りの決定、証人喚問、経済集中及び不公正な競争行為に対する措置の決定等の権限を有する。 為については競争評議会への報告は行われず、競争管理部において措置が決定される。 競争管理部は、競争法違反行為に関する審査を行い、その結果を競争評議会に報告する。但し、不公正な競争行 競争管理部長は商務大臣の指名に基づき首相により任命され、個別案件ごとの担当審査官の指定、 予備審査及び正

措置が決定される。委員長及び委員の任期は五年である で構成される個別事案に関する裁定委員会を設置する。同委員会において、多数決により競争法違反行為に対する 競争評議会委員長は、 商務大臣の指名に基づき首相が任命する委員長及び一○名~一四名の委員から構成される。 競争管理部から競争法違反行為に関する報告を受けた場合、 (再任可)。 五人以上の競争評議会メンバー

#### (八) 執行手続

1)審査

開始する(八六条)。 競争管理部は、 違反行為に関する申告があった場合及び職権により違反行為を発見した場合には、 開始から三〇日以内に、 予備的審査において競争法違反行為が認められなかった場合には審 予備: 的

査の打切りを決定し、その旨を関係者に通知する(八七条)。

違反行為が認められた場合には、 正式審査を行う旨を決定する(八八条)。 審査手続において、 審査官は、 次の

権限を有する(七七条)。

①関係機関及び関係者に対する必要な情報又は文書提出の要求

②審査対象事業者に対する文書提出及び説明の要求

③競争管理部長への専門家からの意見聴取の勧告

④競争管理部長への競争法違反行為の緊急差止めの勧告

始決定があった日から六ヶ月以内に終了する(六○日間の延長が二回まで可能)。また、不公正な競争行為に関する案 正式審査は、 競争制限的協定、 市場支配的地位及び独占的地位の濫用並びに経済集中に関する事案については、 開

件については、 競争管理部長は、 正式審査の開始決定があった日から九〇日以内に正式審査を終了する(六〇日間の延長が可能) 正式審查終了後、 ①違反行為の概要、②違反行為の特徴及び証拠、 ③違反行為に対する措置の

提案を競争評議会に対して報告する(九三条)。

開始、 この報告を受けて、 ②競争管理部による再審査、 競争評議会は、 又は③打切りを決定する。 個別案件に関する裁定委員会を設置し、 審問は、 決定から一五日以内に原則として公開で開 同委員会は三〇日以内に、 ①審 問 0

### (2) 排除措置

催され、

関係者からの意見聴取等が行われる。その後、

同委員会により違反行為に対する措置が決定される。

関するものに限る)、③及び④について措置の決定及び執行を行う権限を有する(一一七条、一一八条)。 競争法違反行為に対しては、次の措置が執られる。 なお、 競争管理部長は、①、② (但し、不公正な競争行為に

### ①警告書の発出

②制裁金の賦課 は、 に対しては、行政事罰について定める法令に基づく制裁金 違反行為が行われた年度の前会計年度の総売上高の一〇%以下の制裁金、 (競争制限的協定、 市場支配的地位又は独占的地位の濫用行為、 不公正な競争行為に該当する行為 経済集中に該当する行為に対して

③証拠及び違反行為に係る設備等の没収

④独占的地位にある企業の分割の所管官庁への要請

⑤経済集中の当事会社における当該集中に係る部門の強制売却の所管官庁への要請

⑥製品回収等の是正措置

⑦契約及び取引における違反条項の削除

⑧違反行為による競争制限的効果を排除するために必要な措置

⑨事業登録の抹消、 事業免許の取消の所管官庁への要請

⑩違反行為の排除に必要なその他の措置

### (3) 不服申立て

であれば商務大臣に不服申立てをすることができる(一〇七条)。 争評議会に不服申立てをすることができる。また、競争管理部長の決定に不服があるものは、決定が有効となる前 個別案件に関する裁定委員会の決定に不服があるものは、決定が有効となる前 (署名後三〇日以内) であれ、 ば競

政 訴訟を提起することができる(一一五条)。 右の不服申立てに対する決定についてさらに不服があるものは、 所属地又は中央官庁が所在する人民裁判所に行

## 〇 終わりに代えて

これまで様々な局面でブレーキがかけられてきた。 という判断をすれば、 を堅持している。 経済に比して、 く、ベトナムの市場経済に対する国家の干渉が依然強いのが現状である。 国営企業・ ベトナムは、 集団企業・私営企業が並存し、 いびつになる可能性が高いとの指摘がある(26) 計画経済体制を放棄してとはいえ、 したがって、 それが放棄されない 市場経済が導入されたとはいえ、ベトナムにおける主要な生産者は私企業ではなく、 までも、 なおかつGDPに対する貢献度という意味では国営企業の占める割合が高 その結果、 政治的には共産党一党独裁の体制化で、 共産党がその進捗にブレーキをかけることは有りうるし、 トナムの市場経済はそのような制約のない 市場メカニズムが社会主義建設にマイナス 依然として社会主義体制 国 実際に 0 市

化 O 済セクター かうとは考え難い。 V ル かし、 成長のための最重要課題として認識しており、二〇〇六年をメドに競争力のある国営企業に変身させたいとして ールを受け入れることになり、 ドイモイ以前に存在していた一二〇〇〇社あった国営企業を二七〇〇社に絞り込み、 ベトナムはできるだけ早期にWTOに加盟することを目標としており、 を担わせることとしている。 現に政府は、 中国の経済改革を見習い、 市場開放はさらに進展することになるから市場メカニズムの進展が逆方向 それを手本として、 国営企業の改革が経済改革の近代 これが実現することになれば これら国営企業に主要経 へと向 W Τ

0 Investment Agency) 間 0 プロジェクト推進業務の円滑化、 計画投資省は、 を開設し、 ベトナ 同庁は、 ムの 外国投資誘致を推進するため、 外国投資を呼び込むための積極的な働きかけ、 投資誘致分野のリストを逐次公表するとともに、 \_\_ 〇三年外国投資庁 投資の障害となっている問題 外国投資家と計画投資省と F I A

の解決等についての役割を果たしている。

後一層推進されるのではないかと考えている。 の良い国営企業に行わせ、その他の分野については、市場メカニズムを通じた効率性の良い私企業に任せる政策が今 これまでの一連の政策を見て、ベトナムでは、 主要物資・サービスの提供は、 改革・改善に成功し

換し、ベトナムでの投資拡大に動きはじめたことを報じている。 賃金上昇や電力不足などの事業リスクが増大している一方で、ベトナムでは質の高い労働力を確保することができる アジア諸へも行われている。 ことから、 なお、二〇〇五年九月六日の日本経済新聞は、 生産拠点の分散化を図ろうとするものである。分散化は、フィリピン、マレーシア、ミャンマーなどの東 大手製造業者 (部品製造業者を含む) が中国への生産拠点集中を転 中国では人民元の切上げ、 追加切上げ観測に加え、

- (1) 中臣久『ベトナム経済の基本構造』日本評論社(二〇〇二年)六四頁。
- (2) 関口末夫他『現代ベトナム経済』勁草書房(一九九二年)八〇頁。
- (3) 前掲書(2) 九頁。
- (4) 前掲書(2)九頁。
- (5) 数値は、いずれも『世界の統計』総務省(二〇〇五年)による。
- 6 〇四年は同(二〇〇五・三・三〇)による。 二〇〇二年はベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇三・三・三〇)、二〇〇三年は同(二〇〇四・三・三〇)、二〇
- 7 00四・三・三0)、二00四年は同(二00五・三・三0)による。 二〇〇二年は『ジェトロ貿易投資白書(二〇〇三年版)』二一六頁、二〇〇三年はベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二
- (8) 二〇〇二年はベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇三・三・三〇)、二〇〇三年は同 (1100四・三・三0)、110

17

〇四年は同(二〇〇五・三・三〇)による。

- (9) 『ジェトロ貿易投資白書 (二〇〇三年版)』二一八頁。
- $\widehat{10}$ 一九八八年~二〇〇一年はベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇二・一・三〇)、二〇〇二年は同 五)、二〇〇三年は同(二〇〇四・二・二八)、二〇〇四年は同 (1100五・四・三0) による。 (1100111) 四
- $\widehat{11}$ 二〇) による。 一九九八年~二〇〇一年はベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇二・二・二八)、二〇〇二年は同 (10011) 四
- (1) ベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇一・五・三〇)。
- (13)『ジェトロ貿易投資白書(二〇〇三年版)』二三〇頁。
- (4) ベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇一・五・三〇)。
- 15 16 ジェトロ『ベトナム外国投資法および施行細則を規定する政府議定』 同右 (二〇〇二・二・二五)。 (11000・1 1) による。

ベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇一・六・一五)。

- 18) 同右 (二〇〇二・五. 一五)。
- (20)『ジェトロ貿易投資白書(二〇(19) 同右(二〇〇二・七. 三〇)。
- )『ジェトロ貿易投資白書(二〇〇三年版)』二一九頁。
- ベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇三・四・一五)。

21

- (22) 同右 (三〇〇三・六・一五)。
- (23) 鈴木康二『ベトナム民法』ジェトロ (一九九六年) 一一~一二頁。
- 24 制定され、さらに、「独占禁止法要綱」(二〇〇〇年)が作成されている。 引競争令」(二○○四年)、台湾「公平交易法」(一九九二年)、中国「不正競争防止法」(一九九三年)、「価格法」(一九九八年) 終改正一九九九年)、パキスタン「独占及び制限的取引慣行法」(一九七〇年)、フィリピン「価格法」 正取引委員会法」(一九八七年)、タイ「取引競争法」(一九九九年)、韓国 不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法」(一九九九年)、シンガポール「競争法」(二〇〇四年)、 東アジア地域では、インド「独占及び制限的取引慣行法」(一九六九年、 「独占規制及び公正取引に関する法律」(一九八〇年、最 最終改正一九九一年)、インドネシア「独占的行為及び (一九九二年)、ラオス「取 スリランカ「公

- (26) 前掲書(1) 二七一頁。(25) 競争法の内容は、公正取引委員会のホームページによる。
- (27) ベトナム経済研究所「ベトナム経済動向」(二〇〇四・一一・三〇)。(2) 前封書(1)二十一頁